

機 械 警 備 業 務 実 施 要 領

第1条 目的

甲の所有又は管理にかかわる警備対象内の財産の保護に任じ、甲の業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

第2条 警備場所

都城食肉衛生検査所

第3条 警備方法

乙は、警備場所に警報装置を設置し、委託業務の時間中、警報装置により感知される異常の有無を管制センターにおいて自動的に表示する機械警備を行い、また当該警報装置の正常作動を管制センターにおいて、確認することのできるセキュリティシステムを装置するものとする。

第4条 委託業務の時間

委託業務の時間は、毎日午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「県の休日」という。)にあつては、午前8時30分から当該日の翌日午前8時30分までとする。

第5条 関係法規

警備業務は、宮崎県庁舎等管理規則(昭和35年宮崎県規則第29号)及び各庁舎について定められている防火、防災等に関する規定に基づき実施するものとする。

第6条 警備の開始と終了

警備基準時間内において、警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置解除の信号を受けたときに警備を終了する。

第7条 警備仕様

1 警報装置

- (1) 警備対象で発生した異常事態を、管制センターへ自動的に通報する。
- (2) 最終退館口に設置する警報器の作動に関し、遅延時間を設定する。
- (3) 本件警備に必要な適合機器の設置及び種類・数量は、末尾添付の警報装置等設置図面による。

2 管制センター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。

3 機動隊

管制センターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

第8条 警備開始時における取り扱い

1 甲における取り扱い

- (1) 甲の最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。
- (2) 最終退館者は、屋内に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ON(警戒)の状態に操作し退庁する。

2 乙における取り扱い

管制センターは、甲の最終退館者の操作器の操作により自動的に表示されるON(警戒)の信号を確認し、警備を開始する。

第9条 警備終了時における取り扱い

1 甲における取り扱い

甲の最初の入館者は、入館後に必ず屋内に設置した操作器を、所定時間内にOFF（警戒解除）の状態に操作する。

2 乙における取り扱い

管制センターは、甲の最初の入館者の操作器の操作により自動的に表示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

第10条 警備実施時間中における甲の臨時入館

原則として入館してはならない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

1 甲の臨時入館者は、入館後に必ず屋内に設置した操作器を、所定時間内に確実にOFFの状態に操作し、以降甲の責任において処理するものとする。

2 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

第11条 異常事態発生時における乙の処置

1 警報受信装置により、甲の警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、乙は機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。

2 警備対象に到着した機動隊は、異常事態を確認後、管制センターへその状態を連絡し、必要に応じて関係先へ連絡する。

3 あらかじめ定められた甲の責任者又は緊急連絡者へ連絡する。

第12条 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

第13条 鍵の預託

警備実施に必要な鍵（磁気カードを含む）は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵（磁気カードを含む）は、それぞれ厳重に取り扱い保管する。

第14条 警備装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能については、乙は適宜保守点検を行う。

第15条 緊急連絡者の指定

1 甲は、あらかじめ機械警備緊急連絡者名簿（別記様式）により緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。

2 上記緊急連絡者に変更あるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を乙に交付する。

第16条 その他

警備実施上、この警備計画に定めのない事項について、必要あるときに限り、甲乙協議し、本計画に付加条項文書を添付する。